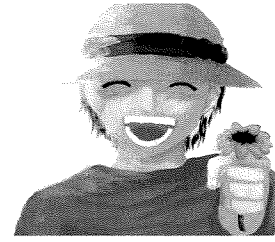


---

# 笑顔からはじまる人権

誰にでも笑顔を向けながら、  
花をそっと差し出す・・・  
そんな優しさをみんなで・・・



県では、人権が尊重される差別のない明るい長野県づくりを目指して、「人権教育のための国連10年長野県行動計画」を策定し、様々な施策を実施しています。このほど、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、「長野県人権教育・啓発推進指針」が策定されました。

その中で、長野県では人権教育を

- ・一人一人の自尊感情を育て人権感覚を磨き合うことで、権利と責任を自覚し、互いの人権の尊重といった「共に生きる心」を醸成すること

- ・身の回りにある人権問題の現実学び、その痛みを共感し、自らの課題として解決していく意欲や実践力を高めること

とし、互いの人権が尊重される長野県を実現するため、県政のあらゆる分野で人権の尊重を基調においた施策を推進しようとしています。

社会教育においては、学校、地域、家庭、企業・職場が一体となった住民主体の地域ぐるみの人権教育を推進することを目指し、学習内容や手法を創意工夫し、住民の積極的な参加・参画の学習を進めていきます。また、住民とともに活動するリーダーの育成と資質の向上を図る研修会を実施し、地域の実態を考慮しながら、様々な機会と場を活用した日常的な取り組みを進めていきます。

そのために、住民が主体的、能動的に学習に参加し、具体的な行動や実践の方法までを学ぶ取り組みとして、平成12年度（2000年度）に引き続き、地域における人権教育の推進を支援し、人権学習を効果的に進めることのできるような指導の手引書を作成しました。

本手引書は、社会の中で様々な人権問題について直接取り組んでいる委員の提言を参考にしながら、行政・教育・企業等の人権教育担当者や地域の人権教育リーダーが、手軽に活用できるよう教材を工夫し掲載してあります。

本書が、社会教育の場で積極的に活用され、人権が尊重され、誰もが住みよい地域づくりが推進されるきっかけになれば幸いです。